

事業用地等情報提供実施手順

1. 企業等から事業用地等の情報提供の相談（図①）
 2. 市は事業用地等提供依頼書により、協会に情報提供を依頼する。（図②）
 3. 協会は、依頼を受けたときは、事業用地等情報を富里市域に所属する各支部に加入する協会会員に照会する。（図③）
 4. 協会会員は、市が指定する期限までに事業用地等情報概要書により市に提供する。（図④）市に対する情報提供は無料とする。
 5. 市は、（図④）による情報提供のうち、同一の情報提供を受けたときは、最も早く情報提供した協会会員を優先して企業等に紹介する。（図⑤）
 6. 市は、入手した情報を企業等に提供し、企業等から具体的な照会があった場合には、協会会員を紹介するとともに、協会会員が加入する協会に通知する。具体的な事業用地等の交渉は、企業等と協会会員が行う。（図⑥）
- ※市は、社名その他の企業等が特定される情報を、企業等の許可なく協会に提供しないものとする。
- ※市及び協会は、協定に基づく情報の収集及び提供により得た情報を、協会会員の許可なく第三者に提供し、又は協定の目的以外の趣旨で使用してはならない。
- ※協会会員及び企業等の間で行う具体的な調整、交渉及び不動産契約その他の行為について、市及び協会は何ら関与するものではなく、一切の責任を負わないものとする。
- ※土地所有者・企業・協会会員のそれぞれの間に発生した疑義やトラブルについては、それぞれの責任において解決することとする。

